

「これからの文化財保護の体系」中間報告について

教育委員会事務局
文化財保存課

策定の背景

- 文化財を取り巻く社会情勢の変化
 - ・過疎化・少子高齢化の進行、訪日外国人観光客の急増 など
- 奈良県文化振興大綱の策定（平成28年度）
- （仮称）奈良県国際芸術家村の開設（平成33年度予定）
- 国における文化財保護制度の見直し（平成30年度法改正、平成31年度4月施行）

中間報告の概要

○基本的な考え方

文化財が多くある奈良県において、文化財を地域の光としてより多くの人がある価値を理解し、守り、楽しめるようにする。
そのため、「保存」と「活用」を車の両輪と捉え、一体的に施策を展開する。

○課題と主な方策の概要

- ・文化財の保存と活用の一体的政策運営
 - 県教委文化財保存課・文化財保存事務所を知事部局に移管
- ・文化財の総合的な把握
 - 地域が参加する文化財調査モデルの構築
- ・保存修復の透明化・標準化
 - 保存修理過程の公開、デジタルアーカイブ化
- ・人材育成・地域づくり
 - （仮称）奈良県国際芸術家村での文化財修復人材の養成
- ・持続性のある文化財保護
 - 財源の確保、文化財の重要性のPR、防災・防犯への取組

＜これまでの経緯＞

平成29年10月～12月 勉強会開催

平成30年 3月 2月定例県議会において進捗状況を報告
第3回勉強会開催 → 体系素案の作成

平成30年 4月 奈良県文化財保護体系推進会議設置

座長：青柳正規（前文化庁長官）ほか7名

平成30年11月 第1回検討会議開催

・中間報告（案）の承認

＜今後のスケジュール＞（知事部局で実施予定）

平成31年度以降

- ・文化財保護審議会等の知事部局での運営
- ・「これからの文化財保護の体系」の策定
- ・（仮称）文化財保存活用大綱の策定の検討
- ・文化財の保存と活用の調和をはじめとした文化振興政策の条例化の検討

